

茅ヶ崎市建築工事積算基準

令和8年8月版

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市建築工事積算基準

第1 目的

この基準は、茅ヶ崎市の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

第2 積算基準の内容

この基準の内容については、次に定めるもののほか、神奈川県県土整備局建築工事積算要綱（令和元年7月版）（以下「県積算要綱」という。）及び神奈川県県土整備局建築工事積算要領（令和8年7月版）（以下「県積算要領」という。）を準用する。

第3 共通費の算定

（1）共通仮設費率・現場管理費率の算定に用いるT（工期）の算定

共通仮設費率・現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、工期始めから工期末の日数を30日／月にて除し、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

ただし、特別な事由のある場合は、その期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除した値とする。

（2）共通費の端数処理

共通費の端数処理は、共通仮設費算定時の直接工事費、現場管理費算定時の純工事費及び一般管理費等算定時の工事原価については端数処理を行う前の数値とする。

ただし、算定した金額は、1円未満切捨てとし、工事価格が1万円単位となるように一般管理費等で調整する。

第4 単価及び価格の算定

（1）単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については、「県積算要綱」及び「県積算要領」に規定されているもののほか、次に定める単価を採用することができる。なお、適用都市の優先順位は第一位「藤沢」、第二位「平塚」、第三位「厚木」、第四位「横浜」、第五位「東京」の順とする。

①建築コスト情報と建築施工単価の掲載価格（市場単価を除く）の平均値

②積算資料ポケット版

③製造業者、専門工事業者の見積、カタログ価格又は定価表等（以下「見積等」という。）

④公共住宅建築工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）の歩掛り

※公共建築工事で、公共建築工事積算基準に定める歩掛りが存在しない場合に限る。

⑤公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の歩掛り

※公共住宅建築工事で、公共住宅建築工事積算基準に定める歩掛りが存在しない場合に限る。

⑥その他の文献

（２）見積等の端数処理

見積等の端数処理については、「県積算要領第４編２端数処理（１）の表（複合単価、機器単価、代価表）」とする。

（３）単価及び価格の採用時期は別表のとおりとする。

第５ その他

（１）国庫及び県費補助事業に於いて、補助事業ごとに単価、歩掛り等の規定がある場合は、本基準を適用しない。この場合、工事案件毎の設計図書等に明示する。

（２）建築・工作物等の解体工事の積算方法については、神奈川県県土整備局解体工事積算基準を準用する。

（３）本基準において別に定める場合はこの限りではない。

附 則

この基準は、令和４年４月１日から適用する。

この基準は、令和４年７月１日から適用する。

この基準は、令和５年８月１日から適用する。

この基準は、令和８年４月１日から適用する。

この基準は、令和８年８月１日から適用する。

別表

No.	単価名称	単価採用月日 ※			
		5月1日 ～ 7月31日	8月1日 ～ 10月31日	11月1日 ～ 1月31日	2月1日 ～ 4月30日
1	・ 県土整備局建築工事標準単価（神奈川県） ・ 県土整備局建築工事主要資材単価（神奈川県） ・ 県土整備局建築工事市場単価（神奈川県）	4月1日版	7月1日版	10月1日版	1月1日版
2	「神奈川県県土整備局建築工事設計労務単価表 （交通誘導警備員単価）」	4月1日版	同左	同左	同左
3	「積算資料（経済調査会）」	3月号	6月号	9月号	12月号
4	「建築施工単価（経済調査会）」	冬号	春号	夏号	秋号
5	「建設物価（建設物価調査会）」	3月号	6月号	9月号	12月号
6	「建築コスト情報（建設物価調査会）」	冬号	春号	夏号	秋号

※単価採用月日は、当該工事の入札公告日とする。

※No. 1 及び No. 2 の単価について臨時改定版を採用する際、その単価採用月日は、神奈川県県土整備局が採用する基準日の1か月後とする。

※別表によらない場合、積算諸条件調書のその他情報欄に明示する。